

○総務省令第五十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

総務大臣 原口 一博

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（表示）

第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所につす方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

第十五条第一項第四号中「名称」の下に「及び製造番号」を加え、同項第七号中「審査の」の下に「経過（試験にあつては、試験結果を含む。）及び」を加える。

第十八条中「、法第九十二条第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

第二十二条を次のように改める。

（表示）

第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所が付す方法

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

第二十三条中「「端末機器の名称」の下に「及び製造番号」を加える。

第二十四条中「、法第六十二条第四項及び法第百三条において準用する法第九十二条第二項」を「及び法第六十二条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第百三条において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

第二十九条を次のように改める。

(表示)

第二十九条 法第四百四条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

第三十二条第一項第四号中「名称」の下に「及び製造番号」を加え、同項第七号中「審査の」の下に「経過（試験にあつては、試験結果を含む。）及び」を加える。

第三十四条中「、法第九十条第一項及び第三項並びに法第九十二条第二項」を「並びに法第九十条第一項及び第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四百四条第四項において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切

な方法によって行う。

第三十八条を次のように改める。

(表示)

第三十八条 法第四百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所につす方法

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

第三十九条中「「端末機器の名称」の下に「及び製造番号」を加える。

第四十条中「、法第六十二条第四項及び法第九十二条第二項」を「及び法第六十二条第四項」に改め、同

条に次の一項を加える。

2 法第百四条第七項において準用する法第九十二条第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

第四十三条を次のように改める。

(表示)

第四十三条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当

該特定端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第二号に規定する方法により特定端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

第四十四条中「法第六十三条第六項、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第六十三条第六項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

様式第七号注2及び様式第十四号注2中「表示したもののみであること」の次に「（電磁的方法によって表示を行う場合に限る。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。